

日時：令和4年5月25日（水）14：30～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長、赤阪参事官、山澄参事官、栗原参事官、鴨参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第207回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は三つです。

議題1「個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則（案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料1に基づき、個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則の案について御説明させていただきます。

基本原則の冒頭、「はじめに」と記している箇所において、本基本原則の位置付け等について御説明をしております。個人情報保護法第7条の規定に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」においては、法定事項である「国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項」について、「各主体における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進」として、「各行政機関における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進」及び「官民や地域の枠を越えて各主体が取り扱う個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進」について規定されているところでございます。

また、同じく、基本方針においては、法定事項である「個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向」において、「法の基本理念と制度の考え方」が、「その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項」において、「個人情報保護委員会の体制強化」が、それぞれ規定されているところでございます。

本基本原則については、これらの基本方針で示された事項も踏まえ、個人情報保護法第4条、第8条、第9条、第128条、第129条第1号及び第169条の規定に基づき、プライバシーを含む個人の権利利益を保護するための個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の適正な取扱いを確保するため、各府省等の国の行政機関が、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人並びに個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者、個人関連情報取扱事業者及び学術研究機関等といった公的部門及び民間部門の各主体における個人情報等の取扱いに関する政策を企画立案・実施するに当たって、当該政策目的の実現と個人情報等の適正な取扱いによる個人の権利利益の保護との整合性を確保しつつ取り組むための基本的な視座を示すものとして、定めるものでござい

ます。

なお、本原則については、「プライバシーの保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告」等も踏まえたものであり、今後、個人情報保護法の施行状況等を踏まえ、適宜更新していくものとしております。

このような位置付けの下、本基本原則は、次の七つの原則から構成されるものとしており、各府省等の国の行政機関においては、本原則との整合性を図りながら、個人情報等の取扱いに係る政策の企画立案・実施に取り組むことが期待されるものであります。

七つの原則については、次のとおりです。

一つ目として「個人情報等の取扱いの必要性・相当性」、二つ目として「個人情報等の取扱いに関する適法性」、三つ目として「個人情報等の利用目的との関連性・利用の適正性」、四つ目として「個人情報等の取扱いに関する外延の明確性」、五つ目として「個人情報等の取扱いの安全性」、六つ目として「個人情報等に係る本人関与の実効性」、最後の七つ目として「個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性」というものをお示ししているところであります。

以降のページにおいて、これら七つの原則についてそれぞれ御説明させていただきます。

なお、各原則においては、原則的事項に加えて、各行政機関等における検討に資するものとすべく、それぞれ「具体的な観点」についても例示を付しているところでございます。

一つ目の原則は「個人情報等の取扱いの必要性・相当性」であります。

個人情報等の取扱いに係る政策の企画立案・実施に当たっては、政策目的を明確にした上で、政策目的の実現のために個人情報等の取扱いが必要か否かを検討した上で取り組むことが重要である、という旨を示しております。

その上で、個人情報等の取扱いが必要となる場合は、政策目的に照らし、個人情報等の取扱いが必要最小限の範囲内で相当であるか否かを検討した上で取り組むことが重要である、という旨を示しております。

この際、特に、要配慮個人情報等の機微性の高い情報の取扱いが必要となる場合には、より慎重に取り組むことが重要である、という旨についても示しております。

二つ目の原則は「個人情報等の取扱いに関する適法性」でございます。

一つ目の原則である「個人情報等の取扱いの必要性・相当性」において明確にすべきとした政策目的を実現することとの関係におきまして、個人情報等の取扱いに関して、一般法たる個人情報保護法による規律で対応することが可能であるか否か、また、十分であるか否かについて検討することが重要である、という旨を示しております。

その上で、個人情報等の取扱いに関し、取り扱う個人情報等の性質及び利用方法等の政策分野に特有の事情に照らして、個人情報保護法上の規律に抵触し、当該規律による対応が不可能である場合、または当該規律による対応が可能であるものの不十分である場合には、新規立法を含め他の法令等による根拠に基づき施策に取り組むことが重要である、という旨を示しております。

新規立法等によらず、既存の法令等を根拠とする場合においては、当該法令等の制定当時における経緯などを踏まえ、個人情報等の取扱いが当該法令等の想定している範囲内に収まるものであるか否かを検討した上で取り組むことが重要である、という旨についても示しております。

その上で、いずれの規律により対応するかを問わず、重要なことは、基本法たる個人情報保護法に照らし、政策の企画立案・実施に当たって取り扱われる個人情報等に係る本人のプライバシーを含む権利利益の保護が確保されることである、という旨を本項目の末尾において示しております。

一つ目の原則である「個人情報等の取扱いの必要性・相当性」及び二つ目の原則である「個人情報等の取扱いに関する適法性」に基づく検討を前提として、三つ目の原則以降におきましては、個人情報保護法の規定を念頭に、個人情報等の取扱いに当たって確保されるべき項目についてお示ししております。

三つ目の原則は「個人情報等の利用目的との関連性・利用の適正性」でございます。

まず、個人情報等の利用目的については、個人情報等の取扱いに関する規律の要となるものであります。こういった観点から、できる限りこの利用目的を特定することが必要である、という旨をまず示しております。

その上で、個人情報等の取扱いに係る政策の企画立案・実施に当たっては、政策目的の実現のために取扱いが必要な個人情報等について、利用目的が政策目的と関連するものであるか否かを検討した上で取り組むことが重要である、という旨を示しております。

さらに、取り扱われる個人情報等について、違法又は不当な行為の助長又は誘発のおそれがある方法により利用されないよう、政策を企画立案・実施することにも留意が必要である、という旨を示しております。

四つ目の原則は「個人情報等の取扱いに関する外延の明確性」でございます。

一般法たる個人情報保護法による規律の適用範囲を確定し、個人情報等の取扱いが本人の権利利益に与えるリスクに応じた必要かつ適切な安全管理措置を講ずるためには、取り扱われる個人情報等、個人情報等を取り扱う主体や場所等に関する外延を特定し、同法に規定する用語及びその定義にのっとり、これを明確化することが重要である、という旨をまず示しております。

このため、政策分野に特有の事情に照らして、新規立法を含めた他の法令等による規律の適用が必要であるか否かについても検討して取り組むことが重要である、という旨を示しております。

五つ目の原則は「個人情報等の取扱いの安全性」でございます。

四つ目の原則「個人情報等の取扱いに関する外延の明確性」で検討された内容を踏まえて、個人情報等が漏えい等した場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、各主体の事業、事務又は業務の規模及び性質、個人情報等の取扱状況といったものに照らしたリスクに応じて、必要かつ適切な安全管理措置を検討した上で取り組むことが重要で

ある、という旨を示しております。

その上で、政策分野に特有の事情に照らして、漏えい等の報告等に関する事業所管大臣等に対する委員会からの権限委任や、新規立法を含めた他の法令等に基づく措置が必要であるか否かについての検討も重要である、という旨を示しております。

六つ目の原則は「個人情報等に係る本人関与の実効性」でございます。

以上、御説明してきた五つの原則に基づく取組の実効性を高めながら、個人情報等のデータに関するリテラシーを向上させるため、個人情報等に係る本人が自らの意思に基づいてコントロールする意識を涵養するという観点から、個人に寄り添った取組が重要である、という旨を示しております。

この際、政策分野に特有の事情に照らして、新規立法を含め他の法令等による対応が必要であるか否かについての検討も重要である、という旨を示しております。

七つ目の原則は、個人情報等の取扱いを伴うプロジェクトマネジメントの観点としまして、「個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性」について検討すべき事項を示しております。

個人情報等の取扱いに当たっては、事後における対処療法的な対応ではなく、プライバシーを含む個人の権利利益の保護を事業等の設計段階で組み込み、事後の改修等費用の増大、あるいは信用毀損等の事態を事前に予防する観点から、全体を通じて計画的にプライバシー保護の取組を実施する「プライバシー・バイ・デザイン」の考え方が重要である、という旨を示しております。

同時に、個人情報等の取扱いの透明性と信頼性を確保する観点から、個人情報等に係る本人の権利利益に対するリスク、あるいは本人や社会等にとって期待される利益等を明確にして、本人を含むマルチステークホルダーに対する説明責任を果たすため、前述のプライバシー・バイ・デザインの考え方を踏まえたデータガバナンスの体制を構築することが重要である、という旨を示しております。

また、以上の検討に当たりましては、政策分野に特有の事情に照らして、認定個人情報保護団体の活用や、新規立法を含めた他の法令等による体制の整備についての検討も重要である、という旨を示しております。

議題1に関する説明は、以上となります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員。

○大島委員 基本原則の案につきまして、御説明ありがとうございました。

この基本原則は、今年4月に新たに基本方針で規定されたとおり、委員会が個人情報保護制度の司令塔として、各府省等による個別の政策等の企画立案や実施等において発揮する総合調整機能において、重要なものと理解しております。

各府省等に対して、本基本原則を適時適切に共有するとともに、本基本原則にのっとり、

各府省等への情報提供や助言等による連携・協力を進めていただきたいと思います。

こうしたことにより、プライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有する個人情報
が適正に取り扱われることへの信頼の基礎を築き、国民の安心・安全を確保するという委員
会の組織理念が政府全体を通じて実践できるよう、取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局において所要の
手続を進めてください。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）に係る意見聴取について」、事務局
から説明をお願いいたします。

○事務局 議題2「デジタル社会の実現に向けた重点計画(案)に係る意見聴取について」、
御説明させていただきます。

まず、資料2-1に基づきまして、内閣総理大臣から協議のあった「デジタル社会の実
現に向けた重点計画（案）」について御説明いたします。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」につきましては、デジタル社会形成基本法第
37条第1項に規定するデジタル社会の形成に関する重点計画、情報通信技術を活用した行
政の推進等に関する法律第4条第1項に規定する情報システム整備計画、官民データ活用
推進基本法第8条第1項に規定する官民データ活用推進基本計画、これら三つの計画を統
合したものとして策定される、政府が定める計画でございます。

重点計画は、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施す
べき施策を明記したものでございまして、これに基づいてデジタル庁を始めとする各府省
庁がデジタル化のための構造改革や個別の施策に取り組むものとされているものでござい
ます。

今回、協議のありました重点計画の案につきましては、6月上旬にデジタル社会推進会
議で決定された後、閣議決定される予定です。

デジタル社会形成基本法第37条第4項に基づき、内閣総理大臣がデジタル社会の形成に
関する重点計画の案を作成する際には、個人情報保護委員会の意見を聴くこととされてお
ります。また、官民データ活用推進基本法第8条第4項に基づき、内閣総理大臣が官民デ
ータ活用推進基本計画の案を作成する際にも、個人情報保護委員会の意見を聴くこととさ
れております。

さらに、官民データ活用推進基本法第8条第9項におきましては、個人に関する情報を
その内容に含む官民データの活用の推進に関する重要事項について、個人情報保護委員会

との緊密な連携を図ることと定められているところでございます。

こういった法律の規定に基づいて、今般、法定協議を受けている状況でございます。

以降のページにおいて、重点計画の案の主な更新内容について御説明させていただきます。

まず、「個人情報の保護」に関する部分でございます。

「デジタル化の基本戦略」の中に、「サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保」という項目がありまして、その一つとして、個人情報保護についても記述がございます。

大要は、昨年12月に閣議決定された現行の重点計画における記載が踏襲されておりますが、本年4月の令和3年改正法の一部施行や令和2年改正法の全面施行を踏まえた時点更新のほか、国の行政機関が、個人情報保護法の規律に加えて、本年3月に委員会において決定した後4月に閣議決定した「個人情報の保護に関する基本方針」、そして、先ほど御承認いただいた「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」にのっとり、重点計画に盛り込まれた各施策を遂行していくべき旨が案の中に記載されているところでございます。

また、来年4月の令和3年改正法の全面施行に向けた地方公共団体に対する丁寧な助言や支援、そして、国の行政機関、独立行政法人等、例外規定の精緻化が行われる学術研究機関等といった主体に対する周知や広報等にしっかり取り組むこと、そのために必要な委員会の体制の強化を図っていくことについても記載されているところでございます。

そのほか、当委員会の施策や個人情報等の適正な取扱いの確保に関連する事項としては、「DFFTの推進を始めとする国際戦略」、「サイバーセキュリティの確保」、「包括的データ戦略の推進」等のほか、「国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン」、番号法の改正等を内容とする「マイナンバー制度の利活用の推進」、「マイナンバーカードの普及及び利用の推進」、「ワンストップサービスの推進等」、「準公共分野のデジタル化の推進」についても、現行の重点計画に引き続いて記載が盛り込まれており、それぞれの施策の進捗に合わせた更新がなされているところでございます。

重点計画の案については、今、御説明しました本文のほかに、関連する施策を一覧化した「施策集」というものも添付されてございます。この中では、個人情報保護委員会として実施していく施策としまして、「信頼性のある個人データ流通の観点から個人情報安全・円滑に越境移転できる国際環境の構築」、「個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信」という国際・国内両面の項目について記載されているところでございます。

資料2-2に移ります。

以上、御説明させていただきました重点計画の案につきまして、法定協議に対する個人情報保護委員会としての意見の案を作成しておりますので、お諮りさせていただきたいと考えております。

こちらの項目につきまして、4段落の構成になっておりますが、主に1段落から3段落

につきましては、昨年12月に委員会で決定した、現行の重点計画案に対する個人情報保護委員会の意見を踏襲する形になっております。

今回、少し記載の追加をしておりますのは、2ページにあります項目4になります。こちらについては、先ほどとも重複いたしますが、今年4月に閣議決定した基本方針や、先ほど御承認いただいた「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」を明示して、こういったものに基づいて、整合的な形で個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用が行われていくべきであることを、意見の案として作成させていただいているところでございます。

以上が議題2に関する御説明でございます。

併せまして、本件の資料の取扱いについてもお諮りさせていただきたいと考えております。本日、御説明させていただきました重点計画の案につきましては、今後政府内での必要な調整や手続を経て、閣議決定・公表が行われるものとなっております。委員会としては、重点計画（案）の確定後に、資料、議事録及び議事概要を公表することといたし、お諮りをさせていただきます。

御説明は以上になります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。

先ほどの議題1で決定した「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」については、各省庁等との密接な連携協力を推進することによって、政府全体の計画にその趣旨が反映されるものと認識しております。

そして、議題2における委員会の意見表明が、まさにその端緒となるものと考えております。

事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。先ほどの事務局からの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要については、後日公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「法務省（戸籍関係情報の提供等及びオンラインによる戸籍電子証明書等の提供等に関する事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今般、法務大臣から「戸籍関係情報の提供等及びオンラインによる戸籍電子証明書等の提供等に関する事務 全項目評価書」が提出されましたので、概要を御説明いたします。

概要説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づく評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するか否かの御審議をいただきたく存じます。

まず資料3-1に基づいて評価書の概要を御説明します。

まず、評価対象の事務については、3ページの「②事務の内容」を御覧ください。

当該事務については、「①情報提供用個人識別符号の取得」から「④オンラインによる戸籍電子証明書等の提供」までの四つの事務に分けて記載されています。このうち、今回新たに追加された事務は「④オンラインによる戸籍電子証明書等の提供」に関する事務でございます。

本事務の内容については、9ページの別添1の備考欄を御覧ください。「特定個人情報（オンライン利用者確認情報）を取り扱う目的」に記載のとおり、法務省が「戸籍情報連携システム」で「戸籍電子証明書等」を新たに作成し、提供するに当たって、その処理過程で、戸籍に記録されている者と申請者本人を関連付けるために、特定個人情報ファイルである「オンライン利用者確認情報」を作成し、利用するものです。

続いて、今回追記等した主なリスク対策を御説明させていただきます。

まず、特定個人情報の使用に係るリスク対策です。

37ページ上段の「リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」を御覧ください。戸籍副本データ管理システムから中間サーバーに、オンライン利用者確認情報の作成に必要な情報を連携する際に、必要な範囲を超えた情報を連携しないようシステムで制御すること、中間サーバーから情報提供用個人識別符号等をたどり、戸籍副本データ管理システムにアクセスできないように制御すること等が記載されております。

また、中段の「リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク」を御覧ください。中間サーバー内の戸籍関係情報ファイルにアクセス可能なユーザと、オンライン利用者確認情報ファイルにアクセス可能なユーザを分けて管理し、ログ管理や不正監視を行うこと、特定個人情報の利用状況等の記録を一定期間保存し、定期的に及び必要に応じて随時に分析するための体制を整備すること等が記載されています。

次に、38ページ中段の「リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」を御覧ください。戸籍情報連携システムにおいて利用する端末等は、特定個人情報ファイルをダウンロードする機能を実装しないこと、電子記録媒体等を使用して特定個人情報ファイルを取り出せないように、システムで制御すること等が記載されています。

最後に、41ページ中段の「リスク6：不適切な方法で提供されるリスク」を御覧ください。戸籍情報連携システムと情報提供ネットワークシステムとの間においては、通信の暗号化などの高度なセキュリティを維持した政府共通ネットワークを利用すること等が記載されています。

評価書の概要説明については、以上です。

続いて、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料3-2に基づき、事務局による精査結果を説明させていただきます。

まず、「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から審査しています。

次に、「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等の各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているか、といった観点から審査しています。

事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、21ページを御覧ください。先ほど、概要説明のリスク対策でも触れておりますが、「主な考慮事項（細目）」の74番では、オンラインによる戸籍電子証明書等の提供等に関する事務において、その処理過程でオンライン利用者確認情報ファイルを作成し、使用する際のリスク対策について具体的に記載しているか、といった観点で審査し、問題は認められませんでした。

続きまして、22ページの上段、「総評」を御覧ください。総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められませんでした。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、重要な情報を含む戸籍の副本を取り扱うという事務の重要性を踏まえ、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

審査結果の概要は、以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、法務省に対し、委員会により承認した旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

事務局からの説明は、以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員。

○中村委員 戸籍関係情報等の適切な取扱いの確保に対する委員会の監督活動等の重要性に関連して、一言申し上げたいと思います。

番号法は、個人情報保護法の特例として、委員会が、特定個人情報でない戸籍関係情報作成用情報の監督等を行う規定を設けています。これは、令和元年の戸籍法改正の検討過程での議論の結果を踏まえ、戸籍情報が重要な情報であることから番号法に規定された委

員会の責務です。今般の保護評価書の審議と承認は、その責務の一環です。

令和元年の戸籍法改正後における、法務省の戸籍関係情報等に係る事務の保護評価書の審査は、今回で2回目です。令和2年の第146回委員会で、その保護評価書について審議し、承認した「戸籍関係情報の提供に関する事務」では、法務省は個人番号そのものを保有せず、情報提供用個人識別符号と身分関係情報が紐付けられた特定個人情報ファイルを作成して情報連携を行うシステム設計としました。

今般、その保護評価書が審議の対象となっている「戸籍関係情報の提供等及びオンラインによる戸籍電子証明書等の提供等に関する事務」においても、法務省は個人番号そのものを保有せず、かつ、戸籍情報と特定個人情報が直接結び付くことがないシステム設計とすることが確認できました。

行政のデジタル化は、我が国の喫緊の課題です。この推進には、行政における特定個人情報等の重要な情報の取扱いに対する国民からの信頼を得ることが大前提となり、その信頼の確保のために当委員会の果たす役割は大きいと考えます。

委員会として、引き続き保護評価書の承認や監督等を行っていくことで、特定個人情報だけでなく、戸籍関係情報作成用情報についても適切な取扱いを確保していくことが重要であると考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

では、本日の議事はこれで以上になります。

本日の会議の資料につきまして、議題2の資料、議事録及び議事概要については、後日公表することとし、それ以外の議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会のホームページに公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。